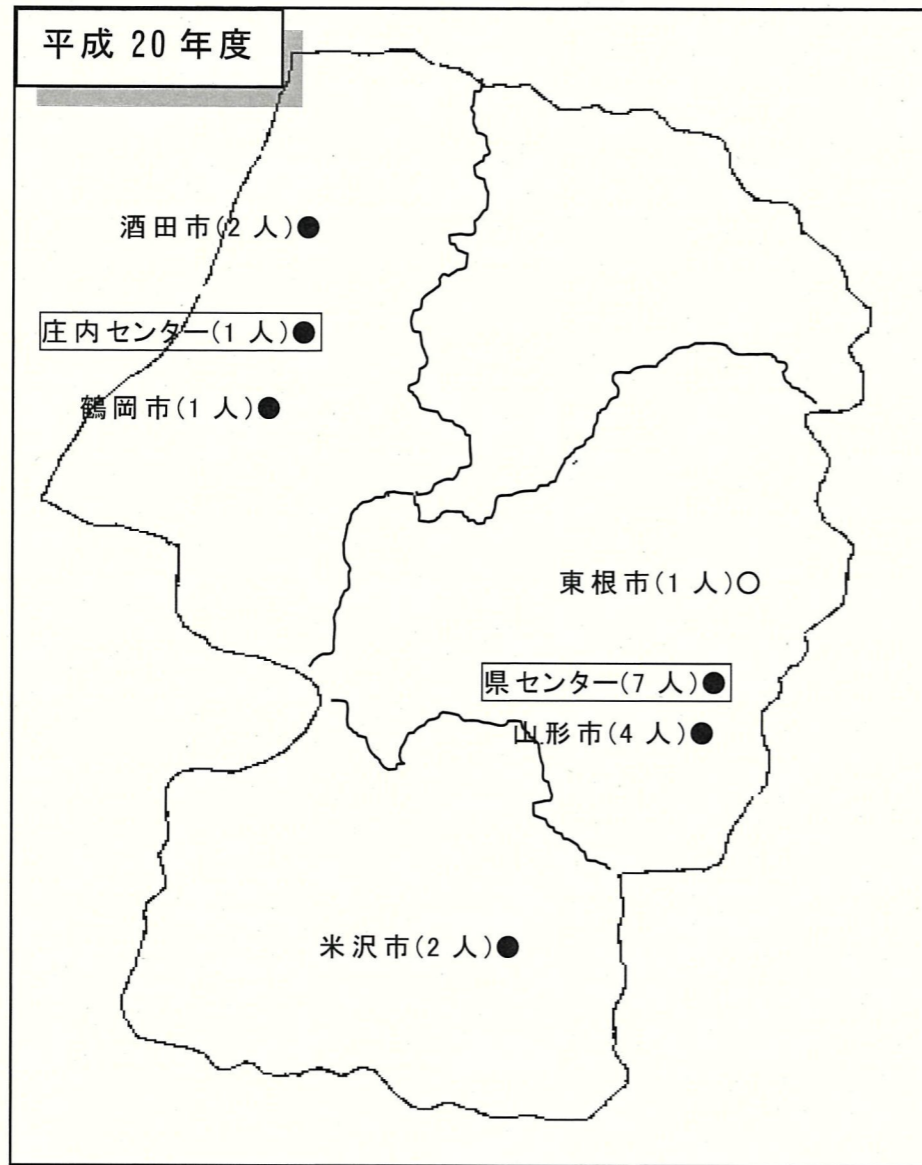


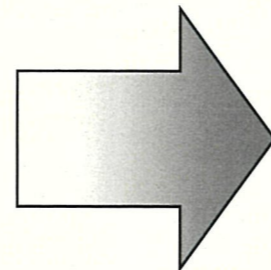
# 本県の消費者行政の現況

資料1



	県	市町村
消費生活センター	2か所	4か所
消費生活相談員	8人	10人

※●:消費生活センター(□は県の機関)  
 ○:消費生活相談員を配置しているが消費生活センターの要件を備えていない相談窓口  
 【要件】・消費生活相談員の配置  
 ・PIO-NETの設置  
 ・週4日以上相談受付  
 上記以外の町村:消費生活相談窓口を設置  
 ※消費生活センターの設置については、消費者安全法第10条の2の規定により、条例で定めることとされている。



	県	市町村
消費生活センター	4か所	10か所
消費生活相談員	10人	23人
消費者教育コーディネーター	4人	

※消費者教育コーディネーターの配置  
 H27に、国が配置を推奨する「消費者教育コーディネーター」として配置。担当地域において消費者教育を企画・推進。  
 (H23に新規配置した消費生活啓発員からの振替)  
 ※広域連携による相談体制の充実  
 ☆…連携中枢都市圏によるもの【R2.1成立(R2.4～事業開始)】  
 山形連携中枢都市圏【H23.7月成立】  
 (中心市:山形市・寒河江市・上山市・村山市・天童市・東根市・山辺町・中山町・河北町・西川町・朝日町・大江町+尾花沢市・大石田町【R3～】…7市7町)  
 ★…定住自立圏構想によるもの【H26～】  
 庄内北部定住自立圏【H26.12月成立】  
 (中心市:酒田市・三川町・庄内町・遊佐町…1市3町)